

個人情報保護委員会（第249回）議事概要

- 1 日 時：令和5年7月19日（水）11：00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：公金受取口座登録における別人の口座情報等の紐付け事案に対する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく行政上の対応について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「公金受取口座に本人以外の口座が登録された原因には、大きく二つの類型があると推察される。一つは、法令の趣旨を把握せずに家族口座を登録したケースや、預貯金口座を持たない人が本人以外の口座を登録したケースなど、意図して行った類型である。もう一つは、操作ミスに対するシステムやガイダンスの防止措置が有効に働かず、本人の意図ではなく第三者の口座が誤登録された類型である。立入検査に際して、発生した事象をしっかりと把握し、それぞれの原因を正確に分析して、その原因の背景にある本質的な問題点を抽出し、対処することが重要と考える」旨の発言があった。

丹野委員長から「公金受取口座を管理するシステムは、国民の生活を支える給付金受取のための預貯金口座情報が保管されており、その適切な取扱いが特に重要なものである。よって、当委員会が、番号法等に則り、適正な権限行使を行い、国民の権利利益の保護を図る必要がある。今回、立入検査を実施することにより、報告を受けるだけでは明らかにならなかった事項も含めて、実態把握を行い、今後の権限行使の要否の検討に必要な事項等について、明らかにすることになると考える」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(2) 議題2：マイナンバーカード等に係る各種事案に対する個人情報保護委員会の対応状況について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「各種サービスにおけるマイナンバーの紐付け誤りの事案が続いて発覚しているが、今回の報告にあった宮崎県及び鳥取市における障害者手帳関連の事案は、誤登録の件数も多く、多くの方々が不安を抱いたのではないかと思う。これらの方々に正確な情報をお伝えするためにも、早急な調査が望まれるところである。他の事案にも言えることだが、担当者の単純なミスと受け止めるのではなく、なぜ、地方公共団体の現場においてこのようなミスが発生するような運用体制に至ったのかなどを、丁寧に調査し、実情に合わせた実効的な再発防止策が講じられるように努めていただきたいと思う」旨の発言があった。

高村委員から「これまで発生した事案では、医療情報等の要配慮個人情報、障害者手帳情報、戸籍情報などの機微性の高い個人情報を含む漏えいが確認されており、それぞれ単体の事案として重大なものである。どの事案も多くの国民が関わるものであり、国民全員が安心してデジタル化のメリットを受けるためには、利便性と個人情報保護の両輪のどちらも損なうことがないように、厳格な管理と改善を継続していくことこそ重要と考える。個人番号等を取り扱っている責任主体の取組がそれになう対応をしているのか、しっかり確認していただきたい」旨の発言があった。

丹野委員長から「当委員会でマイナンバーカード等に係る一連の事案に対する議論をするのもこれで3回目になる。毎回、新規の事案が発覚しており、今後、各団体の行っている総点検が進めば、更に対象事案が広がることも想定、懸念される。国・地方公共団体・民間事業者と、様々な主体による個人情報の取扱いにおいて発生している事案に対して、当委員会による的確な調査が求められている。当委員会としては、公的機関と民間事業者の双方に対して持っている監視・監督権限を適時適切に行使していくことで、事案の関係者から幅広く情報を収集・分析し、実効的な対処を尽くしていく必要がある」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

以上